

商工労政課からのお知らせ

①青森県「選ばれる青森」への挑戦資金【創業・生産性向上・働き方改革・事業承継】

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金(運転資金、設備資金)の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度を実施しています。市は、創業、生産性向上、働き方改革、事業承継のための資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

- ▷個人にあつては市内に住所を有する方であつて、市内で営業を開始する方または開始している方
- ▷法人にあつては市内に本店登記がある方であつて、市内で営業を開始する方または営業をしている方
- ▷市に納付すべき税金を滞納していない方
- ▷(県内で創業する事業)創業後5年未満の方
- ▷(生産性向上を図る事業)生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた方
- ▷(働き方改革を推進する取り組み)あおり働き方改革推進企業認証制度による認証を受けた方
- ▷(事業承継)事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた方
- ▷融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内(うち措置期間1年以内)で融資を受けた方

補助内容…県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

*補助金は、青森県信用保証協会に補助します。

実施期間…令和3年3月31日まで

*予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することができます。

②「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」を開設しています

市では五所川原圏域定住自立圏の2市4町の広域連携により、創業をめざす方や事業者の新たな事業展開を促進するため、創業相談ルームを開設しています。

創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、ご相談に応じます。創業・起業に関心をお持ちの方から、具体的に創業・起業をお考えの方まで、ぜひご利用ください。

料金…無料

場所…市民学習情報センター(今後、変更する場合があります)

開設日時…毎週火曜日(原則、第5火曜日は除く)

10:00~16:00

*ご利用の際は、事前に予約が必要です。

③空き工場等賃借料補助事業

企業立地の推進や起業家の育成、雇用機会の創出を図るため、市内の空き工場(工場、倉庫、事務所)等を活用して事業を行う事業者に対し、月額賃料の一部を補助します。

補助対象者…以下の条件を満たす方

▷空き工場等の使用に関し、1年以上の賃貸借契約を締結する方

▷次の事業のいずれかを行う方

製造業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業、梱包業、情報サービス業、コールセンター業、その他雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業

▷空き物件の所有者と親族関係または雇用関係がない方

▷事業開始6カ月以内に新規常用雇用者を原則2人以上採用する方

*情報サービス業は1人以上、コールセンター業は5人以上採用する方

▷市町村税を滞納していない方

補助対象経費…空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の2分の1、または10万円のいずれか低い額(ただし、連続する24カ月分を限度とする)

*敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除きます。

申請にあたっての注意事項

*事業開始から6カ月以内に申請してください。

*補助金の交付は年度ごとの清算払となります。

*補助金の採択は、予算の範囲で行います。

④空き店舗対策家賃補助事業

活力と魅力ある商店街づくりを促進するため、中心市街地の空き店舗に新規出店する方へ、家賃の一部を補助します。

補助対象者…次の対象地区内で開業する方

▷五所川原地区…大町、寺町、本町、布屋町、旭町、弥生町、錦町、幾島町、柏原町、上平井町、岩木町、川端町

▷金木地区…朝日山

▷市浦地区…相内

*ほか各種要件がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

補助対象経費…対象となる店舗の月額賃料(消費税を除く)の2分の1、または3万円のいずれか低い額(ただし、連続する24カ月分を限度とする。)

*敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除きます。

申請にあたっての注意事項

*物件の賃貸借契約をする前に申請してください。

*補助金の交付は年度ごとに清算払となります。

*補助金の採択は、予算の範囲で行います。

⑤当市への移住(就業)で、最大100万円の移住支援金を支給します

五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業は、東京一極集中の是正および中小企業の人手不足解消のため、国が創設した移住支援金制度を県と共同で実施し、最大100万円の移住支援金を給付するものです。

支給対象者(①、②のいずれにも該当する方)

①移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた方、または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 *条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内に通勤していた方

②県のマッチングサイト「Aomori-job (https://aomori-job.jp/)」に掲載している対象求人へ新規就業した方、または県から起業支援金の交付決定を受けた方

支給額…2人以上の世帯での移住の場合…100万円

単身での移住の場合…60万円

企業の皆さんへ…企業の皆さんにとっては、東京圏からのU I J ターン者の採用につながることを期待されますので、ぜひ県のサイトへのご登録をお願いします。

市民の皆さんへ…この事業は、東京圏からの移住促進と中小企業の人手不足解消を目指すものですので、ぜひ東京圏にお住まいのご親戚やご友人にお知らせください。

*詳しくは、市のホームページをご確認ください。

⑥創業者支援利子補給事業

創業時の負担の軽減と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫から創業のために必要な融資を受けた方へ補給金を支給します。

支給対象(次の条件を満たす方)

▷創業に必要な融資を日本政策金融公庫から受けること

▷市内において、新たに事業所を有し、創業する方であること

▷事業を開始する前または事業を開始してから1年以内に創業融資を受けていること

▷市町村税を滞納していないこと

▷交付申請時に創業融資において支払遅延損害金が発生していないこと

補給金の額…創業融資にて支払われた利子(約定利息の1回目から12回目までの額)の全額

申込期限…利子の支払い終了後3カ月以内に申請してください。

これから事業を利用する方へ

新型コロナウイルスの影響により、②の事業開催場所が変更になる場合があります。

また、各事業の詳細については、右記の問い合わせ先へご確認ください。

⑦青森県経営安定化サポート資金【災害枠】

青森県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内中小企業者の経営の安定を図るため、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度(災害枠)に「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定し、経営の安定に支障を生じている中小企業者の資金繰りを支援しています。

市は、災害枠の資金を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

▷市からセーフティネット保証4号、5号および危機関連保証のいずれかの認定を受けた方

▷市税等の滞納がないこと

▷融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内(うち措置期間1年以内)で融資を受けた方

補助内容…県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

*補助金は、青森県信用保証協会に補助します。

実施期間…令和3年3月31日まで

*予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することができます。

⑧青森県事業活動応援資金【事業活動枠】

青森県では、事業活動に必要な資金(運転資金、設備資金)の調達を図る中小企業者を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。

市は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

▷市内に住所および事業所を有する方

▷市に納付すべき税金を滞納していない方

▷融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内(うち措置期間1年以内)で融資を受けた方

補助内容…信用保証料の全額を補助します。

*補助金は、青森県信用保証協会に補助します。

実施期間…令和3年3月31日まで

*予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することができます。

問い合わせ先・申込先

各事業について

商工労政課 内線2552

青森県特別保証融資制度に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ

Tel017-734-9368